

## Ⅱ 県民の安全・安心の確保

【柱】	【主な施策】	【部局】
健康で安心できる食の確保 衛生的な生活環境の確保	35 安全で安心な食の確保	衛生部
	36 浴場のレジオネラ症発生防止対策の推進	衛生部
安全で安心できる消費生活などの確保	37 動物愛護管理の推進	衛生部
	38 消費者被害などの未然防止と救済	県民部
都市の安全性の向上	39 消費生活における商品・サービスの安全の確保	県民部
	40 地震などの防災対策関連研究の推進	防災局
	41 都市防災の推進	県土整備部
	42 緊急輸送路などの整備	県土整備部
	43 建築物の安全性の向上	防災局
	44 石油コンビナートなどの防災対策の推進	防災局
	45 原子力災害対策の推進	防災局
自然災害に強いまちづくり	46 治水対策の推進	県土整備部
	47 海岸保全施設の整備	県土整備部
	48 土砂災害防止施設などの整備	県土整備部
	49 水辺施設の保全の推進	県土整備部
	50 安全防災を支える農林水産業の推進	環境農政部
災害時応急活動体制の確立	51 災害時情報収集・伝達体制の充実	防災局
	52 市町村地震防災対策への総合的支援	防災局
	53 災害時広域応援体制の強化	防災局
	54 県民の防災活動などへの支援	防災局
	55 災害時の道路確保体制の強化	県土整備部
	56 被災建築物などの危険度判定実施体制の整備	県土整備部
	57 大規模災害後の復旧・復興対策の推進	防災局
災害時医療システムの充実強化	58 災害時医療救護体制の整備	衛生部
	59 救急・災害時医療情報システムの整備・充実	衛生部
変化する社会情勢に対応した安全・安心の確保	60 新たな形態の犯罪への対応	警察本部
	61 危機管理体制の強化	防災局
	62 新たな警備情勢への対応	警察本部
身近な犯罪に対する警察活動の充実	63 身近な犯罪の予防・検挙活動の推進	警察本部
	64 事件、事故などへの迅速な対応	警察本部
	65 犯罪被害者への支援	警察本部
厳しさを増す犯罪情勢への取組み	66 悪質重要犯罪対策の推進	警察本部
	67 銃器・薬物対策の推進	警察本部
	68 暴力団総合対策の推進	警察本部
	69 国際組織犯罪対策の推進	警察本部
安全で円滑な交通環境の確立	70 生涯にわたる交通安全教育の推進	警察本部
	71 県民と一体となった交通安全運動・対策の推進	県民部
	72 交通安全施設などの整備	警察本部
	73 効果的な交通指導取締りの推進	警察本部
	74 県民の利便性をめざした運転免許行政の推進	警察本部
	75 交通捜査活動の推進	警察本部
	76 暴走族総合対策の推進	警察本部
県民の安全を守る警察活動基盤の整備	77 警察職員の確保と育成	警察本部
	78 警察施設・装備の整備	警察本部
	79 高度情報化社会に対応した警察機能の強化	警察本部
基地の整理・縮小・返還・周辺対策の促進	80 基地の整理・縮小及び返還の促進	企画部
	81 基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保	企画部

【部局】：【主な施策】は複数の部局にわたる取組みによって構成される場合もありますので、窓口となる部局を表しています。問い合わせ先は、それぞれの総務室（防災局は災害対策課、警察本部は警務課企画室）となります。

## 【健康で安心できる食の確保】

### 35 安全で安心な食の確保（PJ10）

県民の食の安全を確保するため、生産者や食品事業者の自主的な取組みに対する支援や食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品などの検査体制の強化を進めるとともに、県民との意見交換の場としての県民会議や食の関係者によるシンポジウムの開催、食に関する情報提供の充実を図ります。

## 【衛生的な生活環境の確保】

### 36 浴場のレジオネラ症発生防止対策の推進

県民が安心して利用できる公衆浴場や旅館などの衛生確保を図るため、監視及び検査を実施するとともに、レジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場や旅館営業者の自主管理の促進や県民への情報提供を強化します。

### 37 動物愛護管理の推進

人と動物の調和のとれた共生を図るため、飼養しているペット動物の遺棄防止、野良猫などの苦情への対応、適正飼養の普及・啓発や関係機関との連携など、動物愛護にかかる取組みを強化します。

## 【安全で安心できる消費生活などの確保】

### 38 消費者被害などの未然防止と救済

悪質事業者指導強化のためのネットワークづくり（PJ11）、民間と協働・連携した多様な消費者被害の救済（PJ11）、消費者への情報提供及び消費者啓発の充実（PJ11）、市町村消費生活相談体制への支援と連携により、消費者被害の未然防止と救済を行います。また、関係機関との連携によるヤミ金融対策連絡会議を通じ、ヤミ金融業者による被害の未然防止など必要な対策を講じます。

### 39 消費生活における商品・サービスの安全の確保

商品・サービスの安全性などに関し、関係部局、各試験研究機関などとの連携による調査研究の実施、表示などの適正化、危害・危険情報などの情報提供により、消費生活における商品・サービスの安全性を確保します。

## 【都市の安全性の向上】

### 40 地震などの防災対策関連研究の推進

切迫性が指摘されている県西部地震などに対する観測の強化や被害想定調査の実施などにより、本県の防災対策を進めるとともに、県民への情報提供を充実します。また、富士山噴火対策の検討を進めます。

### 41 都市防災の推進

災害に強い安全なまちづくりに向けて、都市の災害に対する情報提供、延焼防止や避難地などの防災機能を有する都市公園の整備や緑地などの確保、市街地整備を総合的かつ計画的に進めます。

### 42 緊急輸送路などの整備

大規模地震などの発災時における各種応急対策活動を迅速かつ円滑に行えるよう、緊急輸送路の整備や防災対策、電線の地中化、橋りょうの整備・補強を行います。また、緊急輸送路と連携する港湾・漁港の耐震化や機能充実を進めます。

#### <緊急輸送路>

県では、災害発生時に応急活動に必要な物資などを円滑に輸送するため、市町村対策本部・物資受入港・ヘリポートなどを結ぶ路線を緊急輸送路に指定し、各路線のネットワーク化を図っています。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

#### 43 建築物の安全性の向上

地震に対する都市の安全性の向上を図るため、警察署など県有の**防災上重要建築物の耐震診断(PJ12)**、耐震工事を計画的に進めるとともに、**市町村が行う耐震診断事業への支援(PJ12)**や普及・啓発などを行い、安全に配慮した住まいづくりを促進します。

#### 44 石油コンビナートなどの防災対策の推進

石油などの危険物、高圧ガスなどの取扱施設の安全対策を、より一層進めるため、石油コンビナートなどにかかわる事業者の自主保安体制の充実強化を支援します。

#### 45 原子力災害対策の推進

原子力事業所などの周辺住民の安全を確保するため、国や市と連携した原子力災害対策を進めます。

### 【自然災害に強いまちづくり】

#### 46 治水対策の推進

相模川などの骨格的な大河川については、100～150年に一度の降雨に対する安全性を確保するため、優先度の高い箇所から順次、河川改修を進めるとともに、境川などの中小河川については、4～10年に一度の降雨（1時間当たりの降雨量が概ね50mm）に安全となるよう、河川、分水路、遊水地の整備を進めます。このうち、特に早急な対策が必要な15河川を「都市河川重点整備計画」に位置づけ、重点化を図っています。また、流水を阻害する恐れのある係留船対策に取り組みます。

#### 47 海岸保全施設の整備

津波・高潮・波浪などの自然災害から海岸地域を守るため、海岸保全施設の整備や漁港海岸の侵食防止対策を進めます。また、地形、施設整備状況及び波浪などのデータをもとに、浸水シミュレーションを実施し、市町のハザードマップ作成を支援します。

#### 48 土砂災害防止施設などの整備

地域の地形や自然条件などの特性に応じて、土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害を防止する施設などの整備を進めます。また、落石や法面崩壊などの恐れのある道路の法面保護対策を進めます。

#### 49 水辺施設の保全の推進

安全で安心できる水辺施設の保全を進めるため、河川、海岸、港湾施設のストックの適正な維持管理を行います。

#### 50 安全防災を支える農林水産業の推進

農地や農業用施設災害の未然防止や地域の安全性の向上のため、老朽化した農業用施設などの改修や補強を図ります。また、山地災害危険地区の治山施設の整備と一体的に保安林などを整備します。さらに、災害時の緊急避難路、迂回路として利用できる農道・林道や、大規模地震などの災害発生に対して安全性の高い漁港の整備や漁業無線及び水産総合研究所の調査船の緊急時利用を促進します。

### 【災害時応急活動体制の確立】

#### 51 災害時情報収集・伝達体制の充実

大規模な災害が発生した際、迅速かつ的確な応急活動や二次災害の防止ができるよう、**防災行政無線の再整備(PJ12)**、道路・河川情報施設の整備、通信指令機器の整備など、情報収集・伝達体制を充実します。

#### 52 市町村地震防災対策への総合的支援

地域の防災力を高めるため、県民に身近な**市町村の行う地震防災対策に対する支援(PJ12)**や消防力強化に向けた取組みを行います。

### 53 災害時広域応援体制の強化

大規模災害の発生時における応急対応力を高めるため、国や近隣都県などとの連携体制の充実(PJ12)、在日米軍との相互協力、広域防災拠点や資機材の整備(PJ12)、合同訓練の実施(PJ12)などにより、広域応援体制の強化を図ります。

### 54 県民の防災活動などへの支援

地域の防災力を高めるため、自主防災組織や災害ボランティアの活動に対する支援を行います。

#### <災害ボランティアとの協働・連携>

災害発生時は、医師などの専門ボランティアだけでなく、幅広い活動を行う一般ボランティアの役割が重要です。県内で大規模災害が発生した場合、県では、かながわ県民活動サポートセンターにボランティアの広域的な需給調整などを行う場として「神奈川県災害救援ボランティア支援センター」を設置し、民間のボランティアコーディネーターと協働・連携して、全国から駆けつける一般ボランティアを被災地が混乱なく受け入れられるよう支援します。

### 55 災害時の道路確保体制の強化

災害時の道路を確保するため、道路の応急復旧用備蓄基地の整備、災害に耐えうる道路標識の設置、道路パトカーや悪路走破用のトライアル車の整備更新などを進めます。

### 56 被災建築物などの危険度判定実施体制の整備

二次災害を防ぐため、応急危険度判定士や斜面判定士など専門的人材の確保対策を進めます。

### 57 大規模災害後の復旧・復興対策の推進

大規模な災害が発生した際、できるだけ速やかに復旧・復興を行えるよう、事前対策を進めます。

## 【災害時医療システムの充実強化】

### 58 災害時医療救護体制の整備

災害時における医療の拠点となる災害医療拠点病院の整備を促進(PJ12)するとともに、災害時の医療救護体制の充実を図るため、訓練や研修会などを実施し、災害医療拠点病院間及び拠点病院と自治体間の情報の連携・ネットワーク化の促進などを行います。また、災害時の医薬品の供給体制整備を図ります。

### 59 救急・災害時医療情報システムの整備・充実

災害時における被災医療機関の要請情報や非被災医療機関の支援情報を広域災害・救急医療情報システムにより速やかに把握し、被災地への医療救護班の派遣や、重症患者などの後方搬送などに活用します。

## 【変化する社会情勢に対応した安全・安心の確保】

### 60 新たな形態の犯罪への対応

ストーカーやDV事案(配偶者などからの暴力)、ハイテク犯罪や社会情勢を反映した生活経済事犯(PJ11)などの新たな形態の犯罪に迅速・的確に対応するため、捜査手法の研究や科学捜査活動の強化など、体制の整備や各種法令の積極的な適用を図ります。

### 61 危機管理体制の強化

突発的な事件・事故などから県民を守るため、危機事態への対処方針を策定し、危機管理体制の充実を図ります。また、「国民保護法制」の制定を受け、県民の避難、救援などに関する「国民の保護に関する計画」を策定します。

※(PJ〇〇)は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

## 62 新たな警備情勢への対応

テロなどの新たな警備情勢に的確に対応するため、NBC（核・生物・化学）テロなどに対する処理能力の向上、サイバーテロへの対応についての対策を進めます。また、大規模イベントなどに対する安全活動を強化します。

### <サイバーテロ>

金融、鉄道、電気、ガスなど都市の基幹システムに対する電子的攻撃により、社会生活経済活動などに重大な影響を及ぼすテロをいいます。

## 【身近な犯罪に対する警察活動の充実】

### 63 身近な犯罪の予防・検挙活動の推進

県民に身近な犯罪を抑止するため、**検挙活動（PJ9）**や空き交番対策を強化するとともに、**自治会などの自主防犯活動への支援（PJ9）**、**地域安全情報の積極的な提供（PJ9）**、スーパー防犯灯などの設置による防犯機能の高い環境づくりを進めます。

### 64 事件、事故などへの迅速な対応

事案の早期解決を図るため、初動捜査活動拠点の整備、110番のオーバーフローの解消、空の機動力の確保、通信機能の充実により、緊急を要する事件、事故などに迅速に対応するとともに、鉄道施設内の事件、事故に即応できる体制を強化します。

### <110番のオーバーフロー>

同一時間帯に多数の110番通報が集中し、つながりにくくなる状態をいいます。

### 65 犯罪被害者への支援

犯罪被害者の精神的被害や経済的負担などの軽減を図るため、犯罪の再発防止、被害品の早期回復対策や被害者の心情に配慮した被害者支援対策などを進めます。また、現場広報活動の推進などにより被害の拡大防止を図ります。

### <被害者の実態を理解して>

犯罪の被害者は、直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的被害、刑事手続の過程などにおける時間的負担、治療費の支払などに伴う経済的負担など多くの二次的被害を受けています。とりわけ、精神的被害は深刻で、社会的関心が高まっています。被害者支援とは、こうした被害者が抱える様々な問題を理解して、社会全体で少しでもその軽減を図ろうとするものです。

## 【厳しさを増す犯罪情勢への取組み】

### 66 悪質重要犯罪対策の推進

通過車両識別装置の整備や積極的な合同・共同捜査を進めることにより、県民生活に多大な影響を及ぼしている重要犯罪、重要窃盗犯、悪質・巧妙な詐欺事犯などの悪質重要犯罪の検挙活動を強化します。

### <重要犯罪、重要窃盗犯>

重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐及び強制わいせつをいい、重要窃盗犯とは、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいいます。

### 67 銃器・薬物対策の推進

銃器・薬物を根絶するため、海外からの流入を防止するとともに、銃器・薬物犯罪の徹底した取締りを進めます。また、銃器・薬物の根絶に向けた県民意識の普及・啓発を図るため、関係機関・団体、県民と連携した銃器撲滅、薬物乱用防止対策を強化します。

## 68 暴力団総合対策の推進

県民生活に脅威を与えている暴力団の壊滅をめざし、あらゆる法令を適用した取締りを徹底するとともに、関係機関・団体、県民と連携した暴力団排除活動を強化するなど、総合的な暴力団対策を進めます。

## 69 国際組織犯罪対策の推進

県民生活に大きな不安を与えている国際組織犯罪の壊滅をめざし、捜査体制を確立して実態解明の強化を図るとともに、取締りの徹底を図ります。

## 【安全で円滑な交通環境の確立】

### 70 生涯にわたる交通安全教育の推進

幼児から高齢者まで、年齢階層に応じた交通安全教育を恒常的に実施していくため、関係機関・団体と連携して体制、基盤などの整備を図り、生涯にわたる交通安全教育を計画的に進めます。

### 71 県民と一体となった交通安全運動・対策の推進

年々構成比が高まっている高齢者の交通事故防止対策をはじめ、交通安全県民運動の推進に努めるとともに、事故発生状況に即した特別対策を通して、交通安全思想の浸透をめざします。

### 72 交通安全施設などの整備

交通の安全と円滑化を図るため、交通管制システムの高度化を図るとともに、交差点事故を防止するための信号機、見やすく分かりやすい道路標識・標示、歩道、防護柵、道路照明灯、交差点の改良などの交通安全施設の整備を計画的に進めます。

### 73 効果的な交通指導取締りの推進

県民を交通事故から守るため、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点をおいた効果的な交通指導取締りを進めます。また、県民生活に多大な迷惑を及ぼす違法駐車対策や重大事故の発生しやすい高速道路などにおける事故防止対策など、総合的な交通対策を強化します。

### 74 県民の利便性をめざした運転免許行政の推進

県民の利便性をめざした運転免許行政を推進するため、運転免許本部総合棟の建設などにより、講習業務の一元化を図り、運転者の資質の向上と不適格運転者に対する行政処分を迅速に行うとともに、更新手続きの時間短縮など、県民サービスの向上を図ります。

### 75 交通捜査活動の推進

交通秩序の回復を図るため、県民に著しい不安を与えるひき逃げ事件、組織ぐるみによる過積載事件、事故を偽装した保険金詐欺事件などの捜査活動を強化します。

### 76 暴走族総合対策の推進

交通秩序の回復を図り、平穏な日常生活を確保するため、神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例の施行にともなう基本方針の策定とあわせて、暴走族の取締りの徹底、関係機関・団体、県民と連携した加入阻止・離脱促進対策の推進、い集・暴走しにくい環境整備を進めます。

## 【県民の安全を守る警察活動基盤の整備】

### 77 警察職員の確保と育成

県民生活の安全と平穏を確保するため、警察職員を増員し、募集勧奨を強化するなど恒常的に人的基盤を整備します。また、警察学校、警察署の小規模射撃場の整備などにより技能の向上を図るなど、人材の確保と育成に努めます。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

## 78 警察施設・装備の整備

複雑・多様化する警察事象に迅速・的確に対応するため、警察活動の拠点となる警察署、交番などの警察施設や警察車両などの装備資機材を整備します。

## 79 高度情報化社会に対応した警察機能の強化

新しい情報通信技術を積極的に導入してシステム基盤整備を図り、警察署、交番などの警察活動の支援を強化するとともに、電子申請システムを構築するなど県民サービスの向上に努めます。また、インターネットを活用した広報業務の充実に努めます。

## 【基地の整理・縮小・返還・周辺対策の促進】

### 80 基地の整理・縮小及び返還の促進

神奈川では都市化が進み人口の密集している地域に16の米軍基地があり、県民生活の安全やまちづくりに障害を与えていることから、基地の整理・縮小・返還を促進するため、国及びアメリカ側に働きかけを行います。

### 81 基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保

住民生活に騒音や事故の不安など多くの障害や危険をもたらしている米軍基地問題には困難な課題が多く、解決までには時間がかかることから、基地が返還されるまでの当面の対策として、周辺住民の良好な生活環境の確保を図るため、基地に起因する様々な問題に取り組みます。また、日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について適切な改善を図るよう国へ働きかけていきます。